

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆愛会（以下「法人」という。）給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤・非常勤職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

(支給詳細)

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、常勤・非常勤職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。

2 月額に充当する支給額について、基本給昇給額、資格手当の一部または全額に充当するものとする。

3 賞与額に充当する支給額について、年度昇給額に支給率を乗じた額及び賞与支給率増額分、労働保険料増額分に充当するものとする。

(一時金支給)

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は、原則年3回（8月、12月、5月）に当年分を、介護職員処遇改善加算金として給与規程に規定する給与とは別に一時金として支給する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。